一部第５の１⑷中「⑱」を「⑯」に改め、同様式第１部第５の２を削り、同様式第１部第５の３中「⑳」を「⑰」に改め、同様式第１部第５の３を同様式第１部第５の２とし、同様式第１部第５を同様式第１部第４とし、同様式第１部第６中「㉑」を「⑱」に、「㉒」を「⑲」に、「㉓」を「⑳」に改め、同様式第１部第６を同様式第１部第５とし、同様式第１部第７中「㉔」を「㉑」に改め、同様式第１部第７を同様式第１部第６とし、同様式第二部中「㉕」を「㉒」に、「㉖」を「㉓」に、「㉗」を「㉔」に、「㉘」を「㉕」に、「㉙」を「㉖」に改め、同様式記載上の注意⑽から⑿までを削り、同記載上の注意(12－2)中「（９－２）」を「⑺」に改め、同記載上の注意(12－2)を同記載上の注意⑼とし、同記載上の注意⒀中「⑽」を「⑻」に改め、同記載上の注意⒀を同記載上の注意⑽とし、同記載上の注意⒁中「⑾」を「⑼」に改め、同記載上の注意⒁を同記載上の注意⑿とし、同記載上の注意中⒂を削り、⒃を⒀とし、同記載上の注意(16－2)ａを次のように改める。

ａ　当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

第九号の三様式記載上の注意(16－2)中ｂを削り、ｃをｂとし、同記載上の注意(16－2)を同記載上の注意⒁とし、同記載上の注意⑰を同記載上の注意⑮とし、同記載上の注意⑱ａ中「⑱」を「⑯」に改め、同記載上の注意⑱ｃを削り、同記載上の注意⑲を同記載上の注意⑯とし、同記載上の注意⑳ａ中「この報告書の提出日までに」を「、当四半期累計期間において」に改め、同記載上の注意⑳を同記載上の注意⑰とし、同記載上の注意㉑を同記載上の注意⑱とし、同記載上の注意㉒ｂを次のように改める。

ｂ　当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務書類）を掲げて比較すること。

第九号の三様式記載上の注意中㉒を⑲とし、㉓から㉖までを⑳から㉓までとし、同記載上の注意㉗ｂ中ただし書を削り、同記載上の注意㉗に次のように加える。

ｃ　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、ｂにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ｄ　ｂ又はｃにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

第九号の三様式記載上の注意中㉗を㉔とし、㉘を㉕とし、㉙を㉖とする。

第十号様式記載上の注意㉔ｂを次のように改める。

ｂ　当該事業年度に係る中間財務諸表と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第八条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第十五条第一項第七号」を「及び」に改め、「及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条第一項第八号」を削り、同条第二号中「四半期財務諸表等規則」を「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）」に改め、同条第五号中「四半期連結財務諸表規則」を「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）」に改め、同条第七号中「財務書類」の下に「（以下この号において「書類」という。）」を「係るもの」の下に「（同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる書類のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）」を加え、同条第八号中「連結財務諸表」の下に「（同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）」を加え、同条第九号及び第十号中「当該事業年度の直前事業年度に係る」、「又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」及び「又は四半期報告書」を削り、同条第十三号中「当該事業年度等に係る」、「又は第二十四条の五第一項」及び「又は半期報告書」を削り、同条第十四号中「当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る」、「又は第二十四条の五第一項」及び「又は半期報告書」を削る。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第九条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項を次のように改める。

４　新連結財務諸表規則第十五条の六の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用し、同日前に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。